

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

(令和8年4月1日作成)

1 要件

- (1) 令和13年3月31日までに長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により、秦野市の認定を受けて新築された住宅
- (2) 床面積

専用住宅	40㎡以上240㎡以下
併用住宅	居住部分の面積割合が半分以上で、かつ居住部分面積が40㎡以上240㎡以下
共同住宅(貸家)	1戸当たり40㎡以上240㎡以下

※令和8年3月31日までに新築された住宅は床面積が50㎡(共同住宅は40㎡)以上280㎡以下であること。

2 減額される税額および期間

面積区分	減額される税額	期間
120㎡以下	固定資産税額の1/2	○一般の住宅 →5年間
120㎡を超えるもの	120㎡相当分の固定資産税額の1/2	
		○3階建以上の中高層耐火建築物である住宅 →7年間

3 提出書類

- (1) 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
- (2) 長期優良住宅認定通知書の写し

4 申告期限

新築した年の翌年の1月31日まで

5 申告及びお問い合わせ先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 資産税課 家屋償却資産担当

電話 0463-82-5111 (代表) 内線 2236・2237・2238

0463-82-7391 (直通)

※ 長期優良住宅建築等計画の認定基準及び認定を受けるための申請手続き等につきましては、秦野市役所建築指導課(電話0463-83-0883)へお問い合わせ下さい。